五十六　貝毒対策に要する経費があること。
五十七　天然記念物被害防止等対策に要する経費があること。
五十八　湖沼の水質保全に要する経費があること。
五十九　山岳遭難又は海難の救助に要する経費があること。
六十　塩害対策に要する経費があること。
六十一　共通投票所の設置に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織による選挙人名簿の対照等に使用する設備の整備に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第六十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
前条第一項第一号の表第六十五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
前条第一項第一号の表第六十六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
前条第一項第一号の表第六十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
前条第一項第一号の表第六十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
前条第一項第一号の表第七十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。

五十七　貝毒対策に要する経費があること。
五十八　天然記念物被害防止等対策に要する経費があること。
五十九　湖沼の水質保全に要する経費があること。
六十　山岳遭難又は海難の救助に要する経費があること。
六十一　塩害対策に要する経費があること。
六十二　共通投票所の設置に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織による選挙人名簿の対照等に使用する設備の整備に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第六十五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
前条第一項第一号の表第六十六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
前条第一項第一号の表第六十七号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
前条第一項第一号の表第六十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
前条第一項第一号の表第七十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
前条第一項第一号の表第七十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。